

上三川町老人保健福祉施設 整備法人の募集について

町では、「上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」にもとづいて、老人保健福祉施設を設置する法人を募集します。

▼整備する施設

ユニット型特別養護老人ホーム
(29名・3ユニット)

認知症対応型老人デイサービスセンター
(12名)

▼整備時期 平成29年度

▼応募資格 栃木県内に主たる事務所又は営業所等を有する既存の法人

▼募集要項配布期間

7月1日(金)～8月31日(水)
(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

▼募集要項配布窓口

上三川町保険課 高齢者支援係

※募集要項等は、町のホームページからもダウンロードできます。

▼説明会

7月22日(金) 午後2時～
上三川町庁舎三階 中会議室

※参加希望者は、所定の用紙により事前にお申し込みください。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者支援係

☎ 9102

「国民年金保険料免除制度」について

収入の減少等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1) × 35万円+ 22万円	0円	1/2
1/4 納付	78万円+ (扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等)	4,070円	5/8
半額納付	118万円+ (扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等)	8,130円	6/8
3/4 納付	158万円+ (扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等)	12,200円	7/8

▼受付 = 7月1日(金)～

▼免除承認期間 = 平成28年7月～平成29年6月分

▼必要なもの = ・印かん ・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの

・代理申請の場合は運転免許証など

・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▶問い合わせ先 = 保険課 国保年金係 ☎569134

宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

くらしと電気の総合プランナー



ISO 9001
認証取得

TEL 0285-53-6130(代) FAX 0285-53-2865
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1776

◎紙類・プラ・白色トレイの出し方について

・「その他の紙」を出す時は・・・
ダンボールに入れて出す場合↓フタを折り込んで出してください。
紙袋に入れて出す場合↓袋の口をしっ
かり閉じて出してください。
・「ダンボール」を出すときは・・・
ひもで十字にしぼって

出してください。バラバラ
のものは収集できません。
※風が強い日などは、紙
類が飛んでしまいます。出
し方の再確認して、ルール
を守って出してください。



良い例

・「プラ・白色トレイ」を出す時は・・・

プラはできる限り汚れや食べかすなど
をきれいに取り除き、透明か半透明の袋に
入れて出してください。

白色トレイ(色・模様のない白いトレイ)
は水で軽くすすいで汚れなどを軽くふき
取り、透明か半透明の袋に入れて出してく
ださい。

色・模様のあるトレイはプラとして出
してください。

ごみ・資源物は朝の8時までに出して
ください。

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎9131

下水道及び農業集落排水処 理施設利用上の注意

下水道及び農業集落排水処理施設に流せな
いもの

下水道及び農業集落排水処理施設は、し
尿及び生活雑排水のみを対象としたもので
す。ごみや野菜くず、油類、農薬、揮発性の物
質等は絶対に流さないでください。
※右記のものを流したことにより排水管が
詰まってしまふ事故が発生し、多額の費用
がかかっています。

排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設
備の修繕費用についてはお客様負担となり
ます。また、本管であっても、お客様の過失
と判断された場合、復旧に要した費用をお
客様に負担していただく場合もあります。

**飲食店等でグリーストラップを設置してい
る方へのお願い**
グリーストラップは、排水に含まれる油
脂分やごみなどを取り除くために設置され
ています。定期的に清掃しないとグリース
トラップの機能が低下し、排水設備の詰ま
りや悪臭などが発生しやすくなります。
・バスケットの清掃は毎日1回行いましょう。
・少なくとも週に1〜2回浮いた油をすく
い取りましょう。

・少なくとも年に4〜6回沈殿した汚泥を
取り除きましょう。

▼問い合わせ先＝

上下水道課 業務係

☎9168

上三川の自然災害

第四話 五十里洪水(一)

日光を揺るがした大地震から40年後。
1723年(享保8)9月9日。東日本全体に
及んだといわれる暴風雨に伴う大雨により、湖
をせき止めていた土砂がついに決壊。溜め込ま
れた水は本流の鬼怒川を流れくだりました。

放出された濁流は川沿いの村々を巻き込みな
がら流れ下り、宇都宮にまで甚大な被害を与え
ました。この時の被害者は、流域全体で千人を
越えたといわれています。

渓谷美で有名な龍王峡はこの洪水で川底が
えぐられたために出現したといわれており、
風光明媚な風景は、その姿の後ろに水の力の恐
ろしさを伝えていきます。

ここ、上三川の被害については伝えられてい
ませんが、鬼怒川・田川沿いに大きな被害が出
たことは想像できます。

日光で起きた地震。40年後の大雨。一見上三
川とは無関係な災害も、この地に大きな被害を
与えることを教えてくれています。



日光市の龍王峡